

生物多様性セミナー



ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた取組と気候変動とのシナジー



2026年4月10日

環境省 生物多様性主流化室

永田 綾



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

だいだらぽじてー

DAIDARAPOSIE

ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた取組

ネイチャーポジティブ経済移行戦略 ~自然資本に立脚した企業価値の創造~

▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組(2022.12)

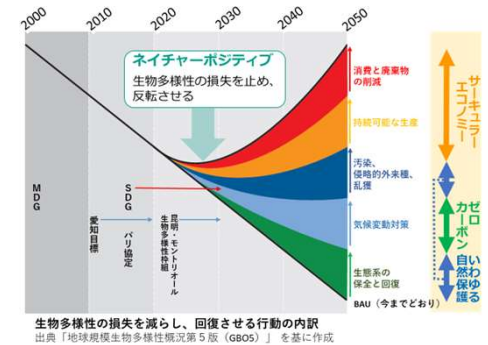
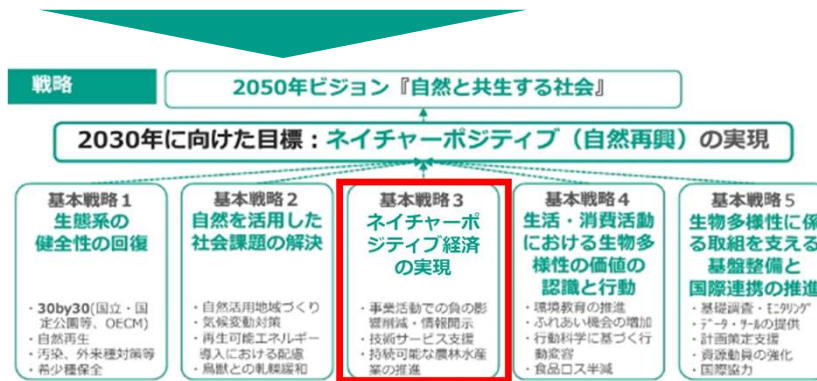


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる (=いわゆるネイチャーポジティブ)

▶ 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



▶ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (2024年3月29日公表) 4省連名で策定

- ネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）は、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネス機会

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

③ 国の施策によるバックアップ

(ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

▶ NPE戦略に基づいたロードマップ（2025-2030年）を2025年7月に策定

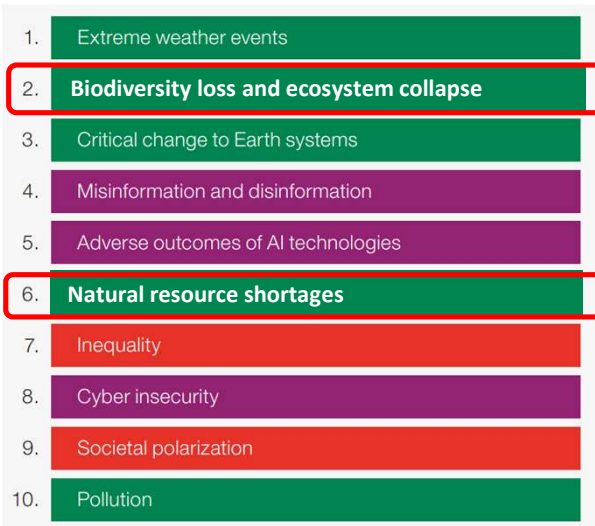
- 国の施策及び各種ステークホルダーに期待するアクション等を具体化して整理

ネイチャーポジティブを通じたリスク低減・機会獲得

- 国内外の自然資本の劣化は、社会経済の持続可能性に対する明確なリスク。企業がNPに取り組むことは、**中長期的なダウンサイドリスク低減、企業価値創造につながる。**
- 日本は、COP10以降、**企業に取り組んできた強みなどを背景に、TNFDアダプターの牽引国に。**

今後10年間グローバルリスクの重要度ランキング（2026年版）

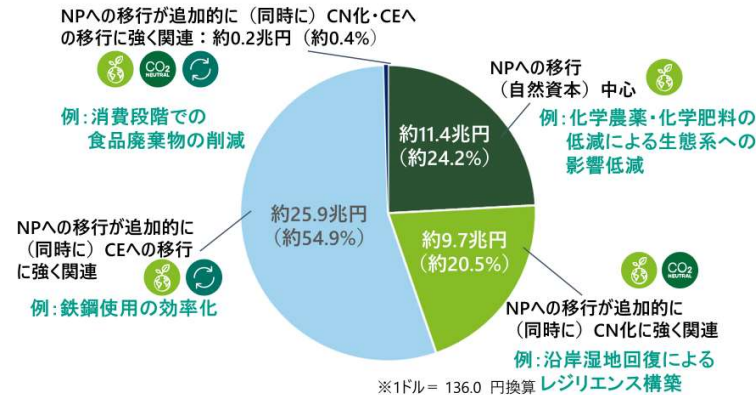
2位「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、
6位「天然資源不足」



出所：WEF（世界経済フォーラム）「グローバルリスク報告書2026より抜粋」
[WEF_Global_Risks_Report_2026.pdf](https://www.weforum.org/reports/global-risks-2026)

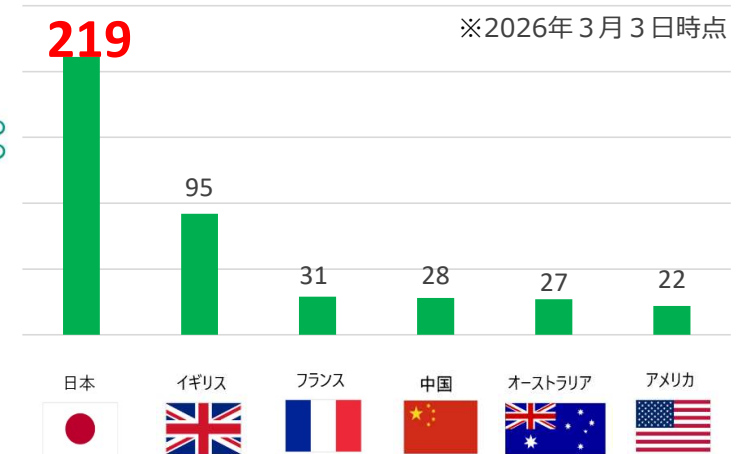
NP領域の2030年の日本のビジネス機会は、約11兆円

（資源循環、脱炭素とのシナジー領域含めると約47兆円）



出所：世界経済フォーラム（2020）“New Nature Economy Report II : The Future Of Nature And Business”、AlphaBeta（2020）“METHODOLOGICAL NOTE TO THE NEW NATURE ECONOMY REPORT II: THE FUTURE OF NATURE AND BUSINESS”、Eora26（2015）、内閣府（2021）「国民経済計算（GDP統計）：年次GDP実額」、内閣府（2022）「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（閣議決定）概要」を用いて事務局推計

TNFD開示アダプター数は日本企業が世界でトップ



資料：TNFD Websiteより環境省作成 4

ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ^o (2025-2030年)

- 「生物多様性国家戦略2023-2030」、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を踏まえ、2030年NP経済への移行の実現に向け、**国の施策の方向性の全体像を具体化**。
- **企業のNP経営への移行の進展**と同時に、**金融機関・投資家のネイチャーファイナンス拡大、消費者行動変容による市場形成、NPな地域づくり、国際競争力向上の観点からNP経済を実現**。

グローバルLVCを通じた
自然資本への
影響把握、負荷軽減

ネイチャーポジティブ経済移行後の状態 (絵姿)

A. 個々の企業のNP経営への移行が進展



ネイチャーファイナンス
投資等による
企業価値向上
自然関連財務情報開示

連帯した力の発揮等による
自然資本の保全と経済循環

B. 情報開示を通じ取組が金融機関・投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進される好循環

金融機関・投資家

地域



C. 上記の絵姿の実現のための基盤環境が整備されている状態



アジアモンスーン地域等の国際社会

国際ルールメイキングへの貢献

- 視点①**
NPな地域づくりで
企業と地域の価値向上
- 視点②**
情報開示促進・ネイチャー
ファイナンスの拡大による
企業のNP経営の実践
- 視点③**
国際ルールメイキング等
による企業の国際競争力強化

ロードマップで掲げた主要な施策

「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透

視点②

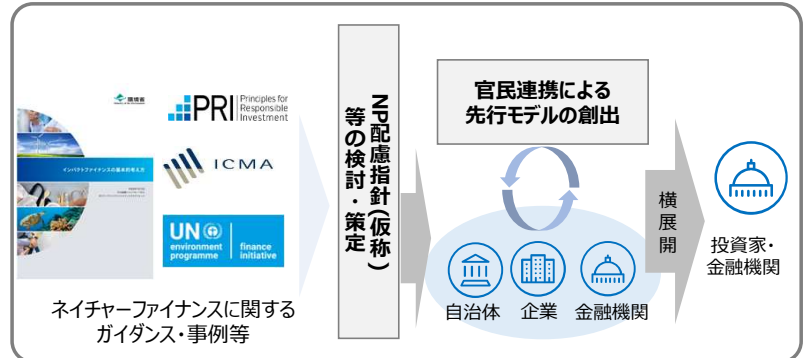
- NP経営移行が企業価値向上につながるストーリーを確立・浸透させることが必要
- NPを通じた**企業価値向上までのストーリー集（仮称）の検討・策定【～2025年度】**
- 上記ストーリー集等を活用し、NP経営移行に向けた**能力養成や技術開発・支援、NP経営推進プラットフォームの活性化を通じた互助・協業の取組を推進【～2030年度】**



ネイチャーファイナンスの拡大・質向上

視点②

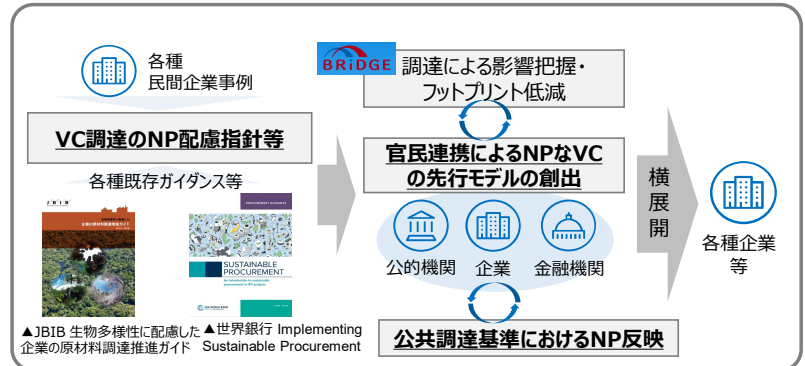
- 金融機関・投資家が、企業のNP経営の価値を適切に評価した上で投融資判断をできる（＝投融資方針にNPが織り込まれている）ようにすることが必要
- 投融資におけるNP配慮指針等（仮称）の検討・策定【～2026年度】**
- 上記指針等を活用した**官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデルの創出**を実施【2026年度～】



調達におけるNP配慮の推進

視点③

- 日本は国外の自然資本への依存度が高いが、NPへの配慮に取り組むにあたり、トレーサビリティの不確実性や、どこまで取り組むべきか、という水準が不明瞭であるという点が課題
- 調達におけるNP配慮指針等（仮称）の検討・策定【～2026年度】**
- 官民連携によるNPなVC構築の先行モデルの創出**や調達を通じたフットプリント低減に向けた検討を実施【2026～2028年度】
- グリーン購入法等の**公共調達基準への反映に向けた検討も実施【2026年度～】**

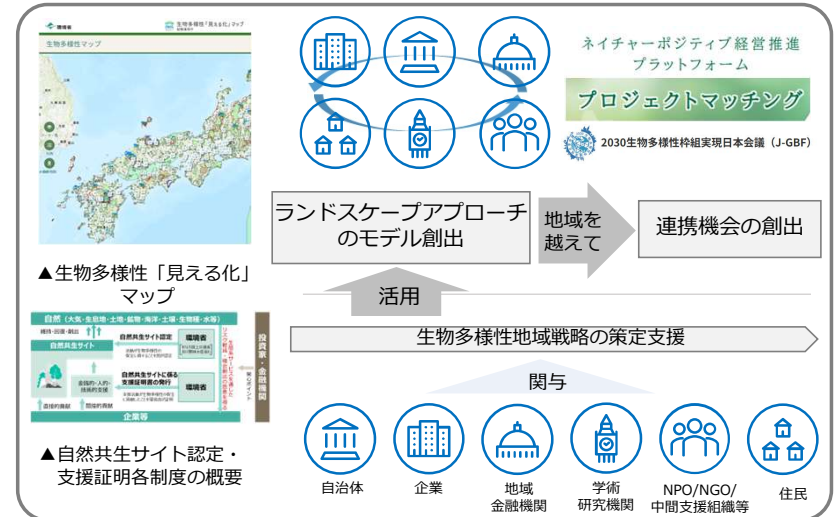


ロードマップで掲げた主要な施策

企業価値向上と地域価値向上の同時実現等

視点①

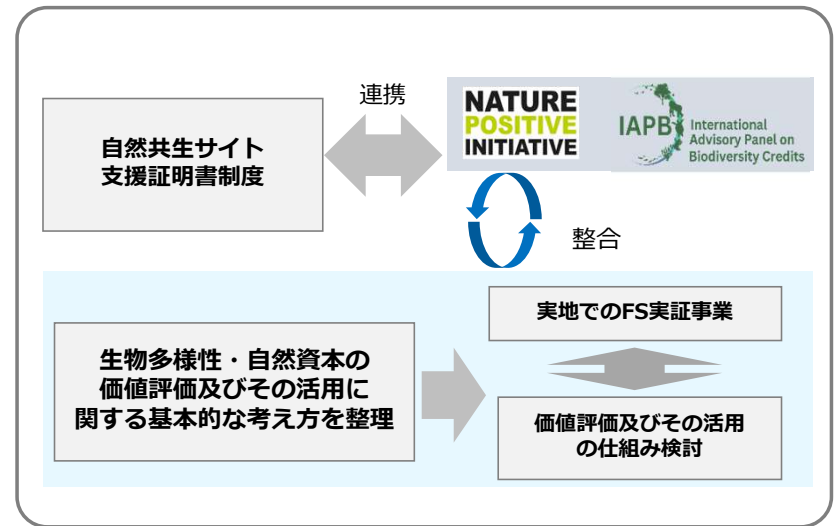
- 企業のNP取組によって企業価値と地域価値の向上の同時実現につながっている成功事例を創出しつつ、地域の多様な主体の参画・協働を促進する体制の構築が必要
- **自然共生サイト認定及び支援証明書制度の運用や、生物多様性見える化マップの機能を搭載・拡充【～2030年度（支援証明書制度は2025年度～本格運用開始）】**
- NP取組が企業価値や地域価値向上につながる成功事例の創出及び**ランドスケープアプローチの実践に関する先行モデルの創出を実施【～2026年度】**



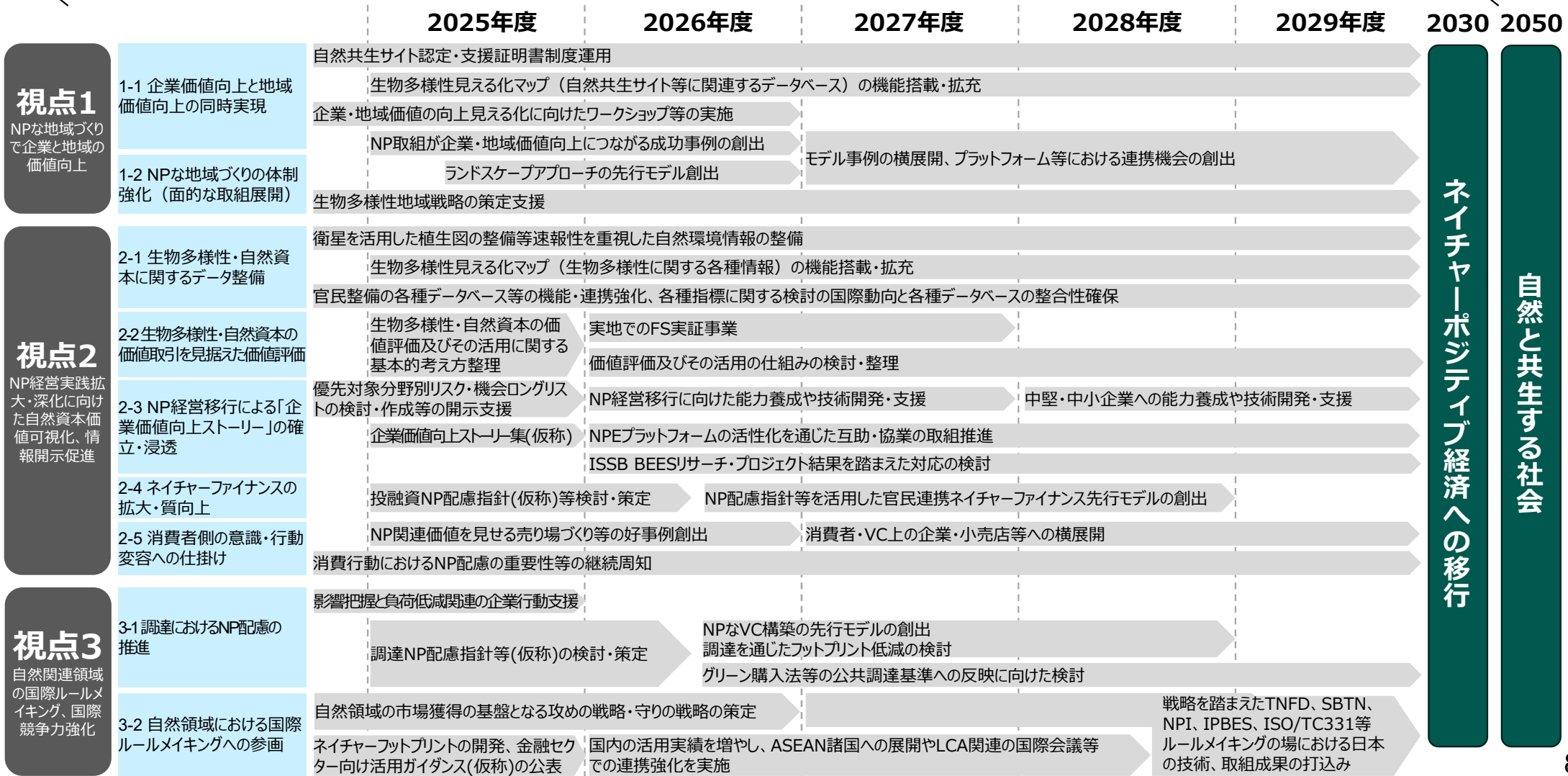
生物多様性・自然資本の価値取引を見据えた価値評価

視点②

- **生物多様性・自然資本を「価値付け」し、その活用について検討することにより、民間資金動員を促進することが必要**
- **価値評価及びその活用に関する基本的な考え方を整理【～2025年度】し、実地でのFS実証事業も実施しつつ、価値評価及びその活用の仕組みを検討・整理【2026年度～】**
- 日本ならではの自然の状態に関する考え方（アンダーユースが危機の一つであること等）の組み込みや、自然関連データ基盤のあり方も連携して整理【2026年度～】



(参考) ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップにおける国の施策の全体像



ネイチャーポジティブ経済への移行

自然と共生する社会

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（仮称）」の趣旨・目的

- **投資家・金融機関等が投融資プロセスにおいて自然資本への配慮を組み込み**、自らのポートフォリオの中長期なリスクの抑制並びにリターンの確保及び向上を図るとともに、**自然資本の保全と持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスの実践取組を拡大**することを趣旨とする。
- PRI、UNEP FI、ICMAといった国際的な団体等による様々なガイダンス等と整合を図りつつ、ネイチャーファイナンスに関する**基本的な考え方と実践に当たっての取り組み方を示す**ことを目的とする。

本ガイドラインの対象等

- 投融資を通じて、自然資本の保全及び持続可能な利用に関係する投資家・金融機関等を幅広く対象とする
- ネイチャーファイナンスの実践に向けて、企業の取組を適切に評価するための投融資における視点や取組方法を示す



本ガイドラインにおいて示されるネイチャーファイナンス実践の要点

ネイチャーファイナンス実践の視点

基本的な視点

- 我が国の自然環境の特徴
- 複雑性
- ネクサス 等

ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有の視点

- 依存とインパクト
- ロケーションファクター
- バリューチェーン
- ミティゲーション・ヒエラルキー
- ステークホルダーとの合意形成

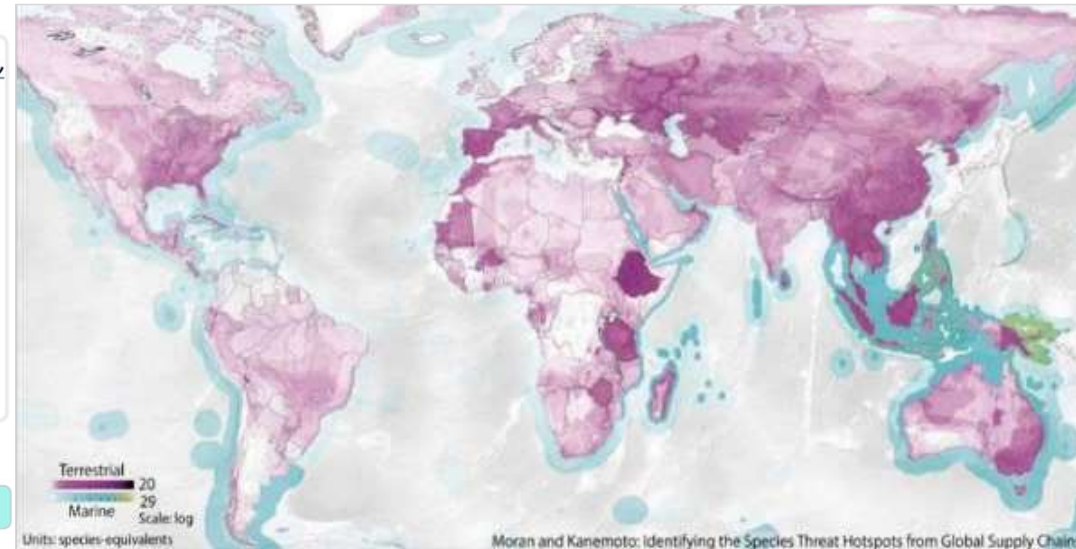
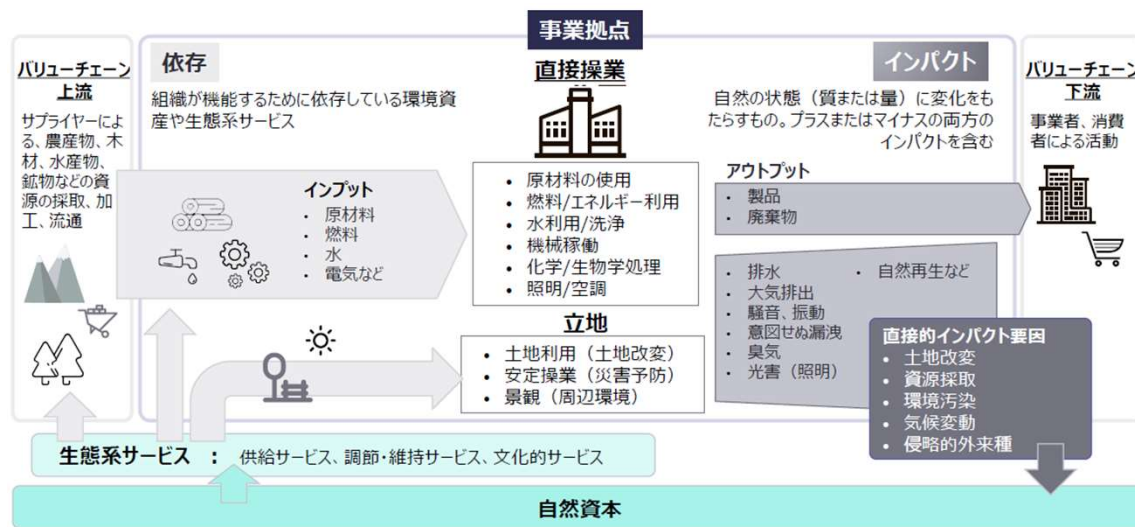
上記視点をふまえ

投資家・金融機関の取組事項

- ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンス
- ② 企業が自然資本に配慮した取組を行うよう働きかけるスチュワードシップ・エンゲージメント
- ③ 自然資本への負の影響を下げ、正の影響を拡大するための投融資

日本の経済・社会活動は、バリューチェーンを通じて自然資本に依存し、影響を与えている

- 経済・社会活動は、バリューチェーンを通じて自然資本に依存し、プラスもしくはマイナスのインパクト（影響）を与えている
- **国外の自然資本に資源・生産活動の大半を依存しているのも我が国の特徴のひとつ**（国内で事業活動を行う企業であっても、商社等を通じた原材料の輸入により国外の自然資本へ依存している場合もある）
- **自然資本を巡り、国際ルール競争・クリーンな資源争奪が始まる中、資源安全保障の観点からも備える必要。**



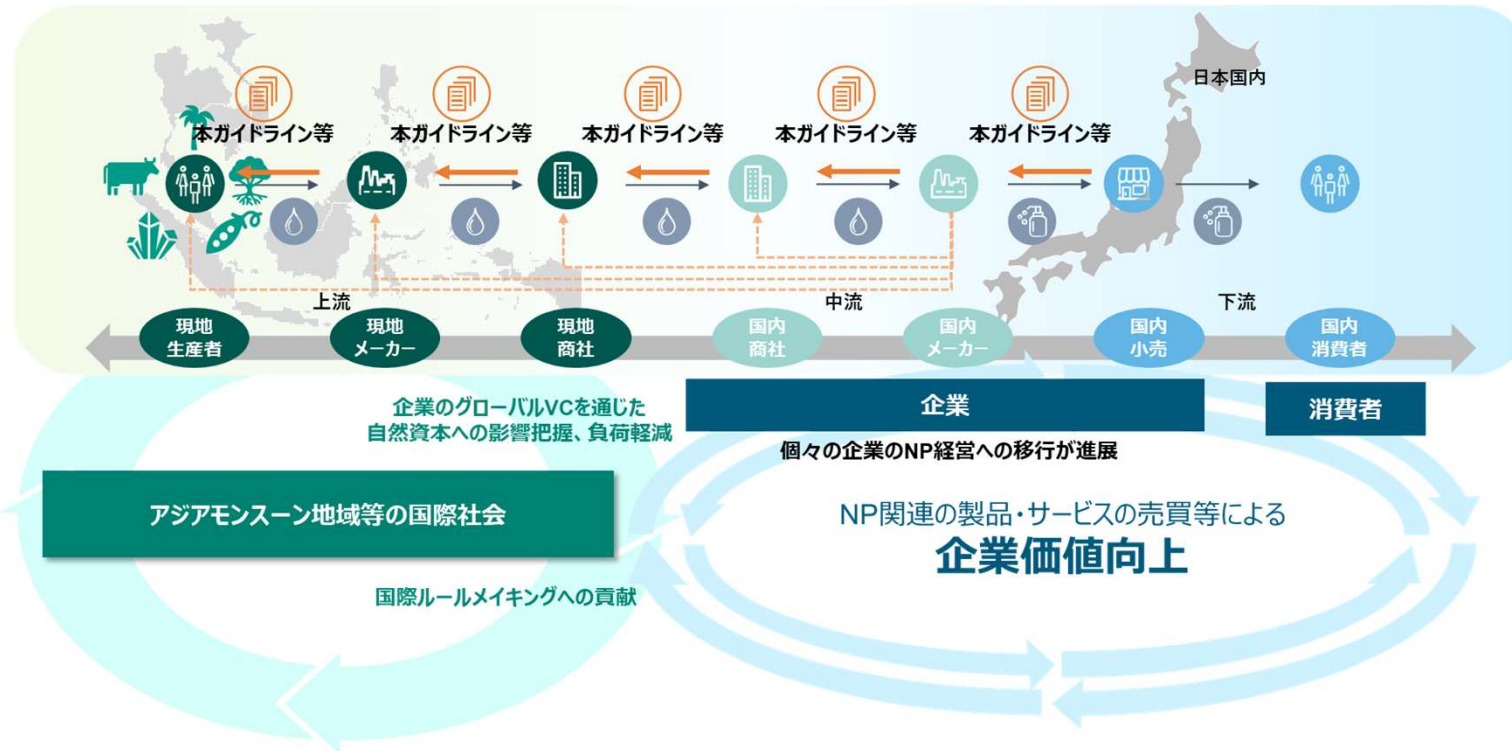
日本の消費に関連した世界の生物種の脅威ホットスポット

出所：TNFD「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」（2023年）を基に環境省作成
[「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ実践ガイドVer.2.0」](#)

出典：金本他, Identifying the Species Threat Hotspots from Global Supply Chains, Nature Ecology & Evolution 2017

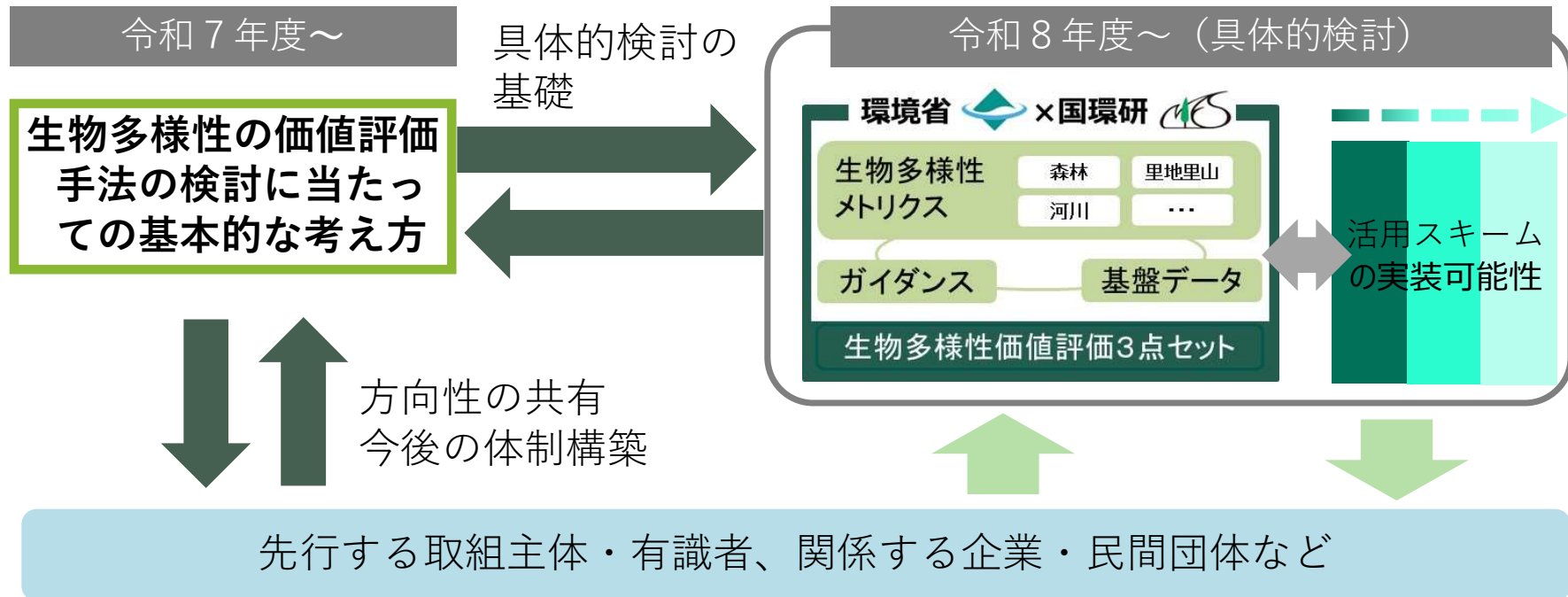
調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の重要性

- NPに配慮した調達を推進しようとする企業の皆様に向けて、最低限押さえるべき要諦や先進企業の事例を取りまとめたガイドライン等を策定する。
- 調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の対応事項として、**企業ポリシー等への組み込み、リスクの特定・評価、負の影響の停止・防止・軽減、モニタリング、公表・開示における対応必須事項や対応推奨事項**について整理。
- **各種調達方針等の策定・運用にかかる社内外のステークホルダーとのコミュニケーションにあたりお役立ていただく**想定。特に、自社の直接取引先がネイチャーポジティブに配慮しているかどうかを確認する際に、本ガイドライン等においてお示す「調達におけるネイチャーポジティブ配慮等において押さえるべき要諦」をご活用いただき、その**取組・効果が下流から上流へと数珠繋ぎのように波及することで持続可能なサプライチェーンを構築することを期待する。**



生物多様性の価値評価に関する検討状況について

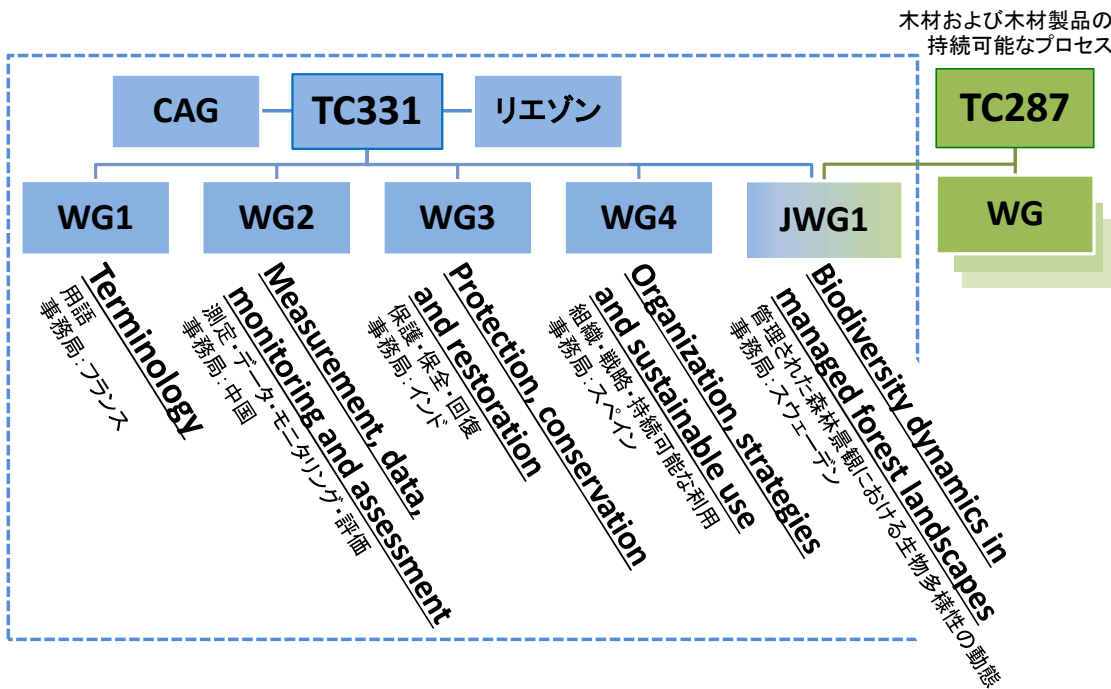
- 令和7年9月より「**生物多様性の価値評価に関する検討会**」を設置し、生物多様性保全に対する民間資源動員の拡大に向けた価値取引等の社会的な仕組みづくりも見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の在り方について検討している。
- 令和7年度は、「**生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方**」を令和8年3月に取りまとめた。令和8年度以降、環境省自然環境局自然環境計画課と国立環境研究所で取り組む価値評価手法の具体的検討や、自然共生サイトにおける評価手法の試行に取り組む際の基礎とする。
- 本基本的な考え方は、日本を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえ、「価値評価にあたって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」のそれぞれのフェーズで重視・留意すべき点を記載しており、**令和8年度以降も議論の進展や国際動向に応じて充実を図っていく。**



ISO/TC331生物多様性の標準化に関する取組状況について

- TC331は、2020年8月にフランス提案でISO内に新設された「生物多様性」に関する専門委員会。
- 2025年12月現在、2つの規格が発行されているが、生物多様性に関する用語などのテーマについて開発段階にある。
- 日本は2021年12月に正規メンバーとして参画し、ISO/TC331国内審議委員会を設置（国内審議団体：環境省）、生物多様性に関する日本の優れた技術や日本特有の自然環境等の概念についてインプットすることで、我が国産業の国際競争力強化につなげることを目指している。

ISO/TC331の発行済み・開発中規格 ※赤枠囲いの2規格が発行済み



| 番号 | タイトル |
|-----------------|---|
| ISO/DIS 13208 | Biodiversity – Vocabulary / 生物多様性 – 用語集 |
| ISO 17620 | Biodiversity – Process for designing and implementing biodiversity net gain in development projects 生物多様性 – 開発プロジェクトにおける生物多様性ネットゲインの設計と実施のプロセス |
| ISO/WD TR 25182 | Ecological Network – mapping of standardization needs 生態系ネットワーク – 標準化ニーズのマッピング |
| ISO 17298 | Biodiversity – Considering biodiversity in the strategy and operations of organizations – Requirements and guidelines 生物多様性 – 組織の戦略と運営における生物多様性の考慮 – 要件とガイドライン |
| ISO/DIS 17317 | Biodiversity – Requirements and guidelines for the characterization of native species and products derived from native species 生物多様性 – 在来種および在来種由来製品の特性評価に関する要件とガイドライン |
| ISO/WD TS 18244 | Biodiversity and the Food Sector: Guidelines on how to improve biodiversity performance of food companies and food retailers 生物多様性と食品セクター：食品会社と食品小売業者の生物多様性パフォーマンスを向上させる方法に関するガイドライン |
| ISO/AWI 25970 | Wood and wood-based products – Biodiversity dynamics in managed forest landscapes 木材および木材製品 – 管理された森林景観における生物多様性の動態 |

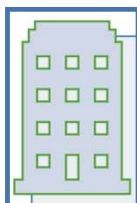
TR：技術報告書
PAS：公開仕様書

TR：技術報告書
PAS：公開仕様書

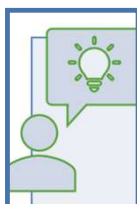
生物多様性に関する最初のISO規格

【規格内の一部抜粋】

ISO 17298の特徴



世界中の公共部門と民間部門のあらゆる種類の組織、規模の大小を問わず活用



意思決定者が、組織の戦略に生物多様性の考慮を組み込むため本規格を活用



既存の枠組みと今後の規制に整合

4.1 生物多様性アプローチの適用範囲

組織は、その境界と適用範囲を定めることにより生物多様性アプローチの範囲を決定

【考慮事項】

- ✓ 活動の種類と煩雑さ
- ✓ 規模(組織の従業員数や売上高を含む)
- ✓ 土地の形状
- ✓ 事業分野と市場
- ✓ 活動に関連する懸念事項
- ✓ 組織内の意思決定構造とその性質
- ✓ 潜在的な影響、実際の影響
- ✓ 地域における重要な生物の生息 等



【生物多様性アプローチの適用範囲の決定】

- ✓ 活動
- ✓ 活動にかかる土地所有区域
- ✓ 管理する事業活動
- ✓ 上記のバリューチェーン、ライフサイクル、影響範囲(要文書化)

7.2 目標の定義

組織は、生物多様性行動計画を策定するための目標を設定する。

目標は、以下の要件を満たす必要がある。

- ✓ 具体的であること
- ✓ 指標を用いて測定可能であること
- ✓ 組織とその利害関係者の能力を考慮した上で、達成可能であること
- ✓ 生物多様性および生態系サービスの保全または生態系回復に実際に影響を与えること
- ✓ 組織のコアビジネス戦略と整合性があること
- ✓ 内外の利害関係者に適切に伝達されていること
- ✓ 必要に応じて更新されること 等

生物多様性保全と気候変動とのシナジー

環境問題と 経済・社会的問題 の同時解決

気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機への対応に当たって、脱炭素、自然再興、循環経済等を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められています。

森林や湿地を始めとする自然由来の緩和ポテンシャルは、パリ協定の2℃目標の達成のために2030年までに必要な二酸化炭素緩和策の約1/3のポテンシャルを有している。



ネイチャーポジティブ
**自然再興
への取組**

炭素の吸収源・
適応の強化

気候変動に伴う
生態系への存在・
損失の抑制

資源の循環利用
による自然資本
の持続性確保



ネット・ゼロ
**脱炭素社会
への移行**



気候変動はすでに生物多様性に影響を与えており、産業革命前の気温より1.5℃高い状態に比べて、産業革命前の気温より2℃高くまで温暖化する世界では、自然と人間のシステムに対するリスクが大幅に大きくなり、ますます大きな影響を与えると予測されている。



天然資源採掘
や製品の製造・
廃棄などに伴う
GHGの削減



サーキュラーエコノミー
**循環経済
への取組**



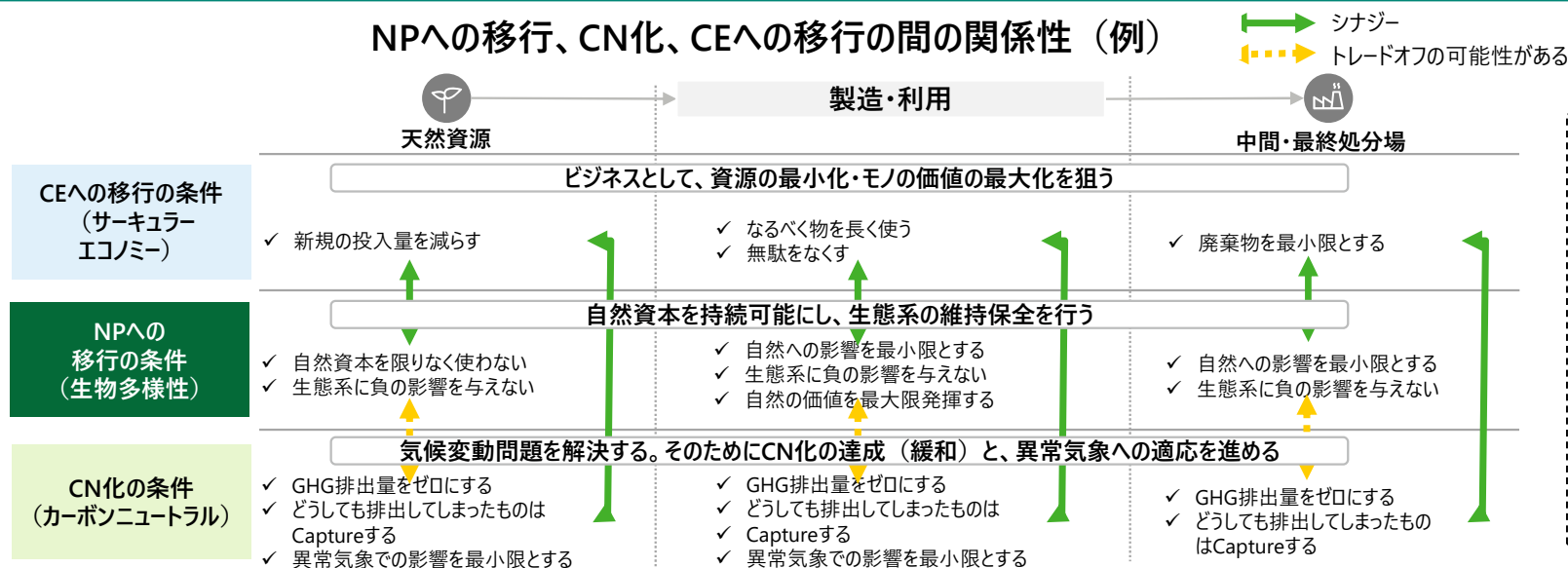
世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55%以上、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上、粒子状物質による健康影響の最大40%を占めると指摘されており、3つの危機への対処として、循環経済への移行が極めて重要である。



炭素中立・循環経済への移行との統合的・一体的な取組

- ▶ ネイチャーポジティブ経済への移行と炭素中立、循環経済への移行の間には、方法によって**ポジティブな相乗効果（シナジー）**も**ネガティブな副次的効果（トレードオフ）**も発生し得る。
- ▶ このことを考慮することにより、効果的に取組を進めることが可能となる。

NPへの移行、CN化、CEへの移行の関係性（例）



第4回 ネイチャーポジティブ経済研究会
資料4 p.31一部修正の上、再掲

「気候変動を始めとする諸課題への対策と生物多様性との間でのシナジー（相乗効果）を最大化し、トレードオフを最小化することで、生物多様性を維持しつつNbSの効果を最大限発揮させる。」

（生物多様性国家戦略2023-2030）

CN化・NPへの移行の間でのトレードオフ発生パターン（例）

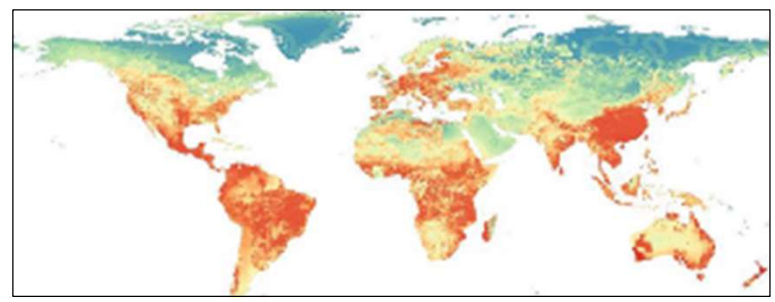
- 元来森林ではなかった生態系への植林、及び特に外来樹種を用いた単一樹種の再植林は、**気候変動緩和に貢献する可能性があるが、生物多様性に悪影響を与えることが多い。**
- 交通・エネルギー分野の再生可能エネルギーは、**気候変動を緩和するための重要な選択肢**であるが、現状では、風力発電機、電気自動車のモーターやバッテリーに使用されるレアアースなどは、陸域や海域での鉱物の採掘に依存しており、廃棄や再利用のためのクリーンなメカニズムを有していない場合がある。

出所：地球環境戦略研究機関（2021）「IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」

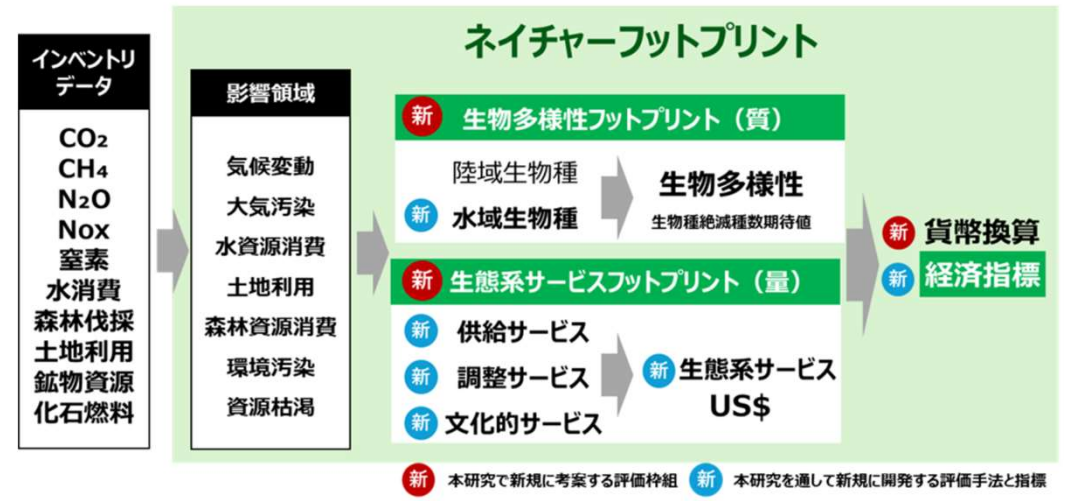
ネイチャーフットプリントの開発

◆ 自然関連情報の開示における「指標」に何を採用し、どのように算定評価するかという課題に対応するため LCAの影響評価手法の一つであるLIMEを発展させつつ**企業の事業活動におけるサプライチェーン全体の環境負荷を“見える化”するネイチャーフットプリントを開発。**

- 地域解像度をより細分化することで、これまでの画一的な評価手法とは異なり、**生物種や地域の特徴を詳細に反映できる**ため、日本国内の環境条件を踏まえた評価が可能となり、国内企業にとってもビジネスと自然の接点を正確に把握する機会となる。
- **生物多様性と生態系サービスの双方に着目**したネイチャーフットプリントは技術的な優位性を有する。
- 今年度中に**ネイチャーフットプリントver.1**や**関連ガイダンスを公表**し、LCAソフトウェアに実装予定。



▲ 生物多様性フットプリント手法開発においては約7,000種を対象とした分析に基づく評価を行ってグリッドスケールの被害係数を試算。



自然を活用した解決策 (Nature based Solutions)

NbSの考えの普及

- ・自然が有する機能を持続可能に利用し、気候変動や地域振興など**多様な社会課題の解決**につなげる
- ・特に生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) について、基本的な考え方を整理した手引き・事例集を策定し、海外からも評価を受けてきた

NbSを通じた地域づくりのイメージ



出典: 環境省(2022). 生態系を活用した気候変動適応策 (EbA) 計画と実施の手引き

NbSに含まれる概念

- ・生態系を基盤とした適応策 (EbA)
- ・生態系を基盤とした災害リスク削減 (Eco-DRR)
- ・グリーンインフラ (都市部の経済成長と投資に関する)
- ・自然インフラ (持続可能な統合的水資源管理に関する)
- ・総合的または再生的景観管理
- ・自然の解決法 (気候変動への対処における保護区の役割)



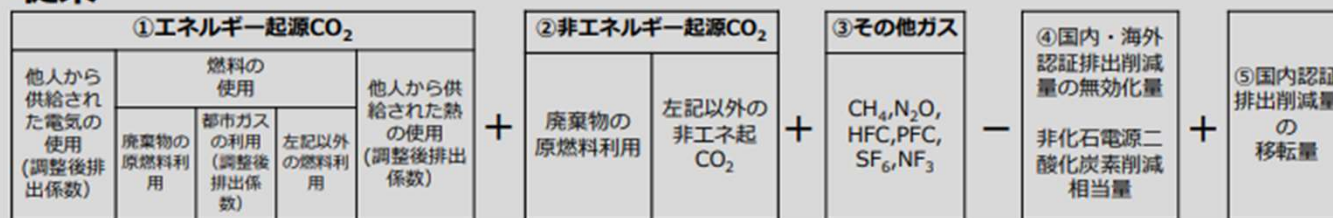
出典: IUCN(2016). Resolution 69 on Defining Nature-based Solutions (WCC-2016-Res-069).

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における令和9年度報告（令和8年度排出量実績）からの森林等炭素蓄積変化量等の算定・報告について



- 改正前のSHK制度では、調整後排出量として①から⑤を算定していましたが、改正後は特定事業所排出者において⑥森林等炭素蓄積変化量の算定・報告が可能になります。なお、R8年度の活動実績から算定が可能となり、報告が可能となるのはR9年度以降となります。
- 森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定・報告に含めるかは任意ですが、一度報告した特定事業所排出者は報告初年度以降は毎年度、森林等炭素蓄積変化量の報告が必要となります。
- また、R9年度報告（R8年度実績の報告）から、自らが創出した森林吸収系J-クレジットを、国内認証排出削減量の無効化量として自らが報告する調整後排出量の調整に使用できるようになります。

従来



改正後



1

吸収源としての算定・報告が可能になる活動 -森林経営活動として自然共生サイトの森林も-

- 特定事業所排出者自らが所有する森林等について、当該森林の適切な経営管理による森林等炭素蓄積変化量を、調整後排出量の算定に用いることができます。これにより、特定事業所排出者が自らの森林経営活動による森林吸収量を定量化して示すことができますようになります。

【主なルール】

算定・報告が可能な者

- ・ 特定事業所排出者であって、自ら所有している森林について森林経営活動を行っている者
- ・ 他の特定事業所排出者が所有する森林について、中長期の受委託契約に基づいて管理（森林経営活動）を行っている者

算定・報告する森林の対象範囲

- ・ 算定範囲は、原則として自ら所有（管理）する森林の全て
 - ※ 市町村単位で算定範囲を選定することが可能
 - ※ J-クレジット制度でプロジェクト登録された森林については、認証対象期間中は森林等炭素蓄積変化量の算定範囲から除外する。

算定方法

森林等炭素蓄積変化量（森林、t-CO₂）の求め方
森林の蓄積の変化量 × 公表する係数 × 44/12

- ① 森林の蓄積の変化量の算定には、原則として都道府県が作成している森林簿の蓄積（成長量）の値を使用
- ② 森林の蓄積の増加量は、森林経営計画等が作成された森林のみで算定できる（報告時には森林経営計画等を添付する必要）
- ③ 伐採等による森林の蓄積の減少量も算定する必要
- ④ 土地の用途の変更（転用）を行う場合は、土壌における変化した炭素蓄積の量を別途算定する必要（算定方法の詳細はマニュアルをご参照ください。）
- ⑤ 報告した・された森林の譲渡による森林等炭素蓄積変化量を反映する必要
- ⑥ 変化した炭素蓄積の量の算定には、環境省・経産省・農水省が公表する係数を使用
- ⑦ 44/12は、炭素蓄積の量を二酸化炭素の量に換算する係数

（計算例）スギ林の蓄積が前年度から200m³増加した場合
 森林の蓄積の変化量 公表する係数
 $200 \times (1.23 \times 1.25 \times 0.31 \times 0.51) \times 44/12 = 178 \text{ t-CO}_2$
 （地上部バイオマス量算出係数 × 地下部バイオマス量算出係数 × 密度 × 炭素含有率）

- ◆ 森林吸収量の算定対象となるのは、算定範囲に含めることとした森林のうち、

○森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）又は、

○自然共生サイトの計画

- ・ 生物多様性増進活動実施計画（地域生物多様性増進法第9条に基づく地域生物多様性増進活動の実施に関する計画をいう。）又は、
- ・ 連携生物多様性増進活動実施計画（同法第11条に基づく連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画をいう。）

が作成された森林の区域のみ。

抽出森林から主伐箇所を除外することを避ける必要

算定範囲として抽出した森林（例：自治体Aで所有する全ての森林）
 排出量（主伐による蓄積減少）は全て算定

森林経営計画又は増進活動実施計画が作成された森林
 吸収量算定対象

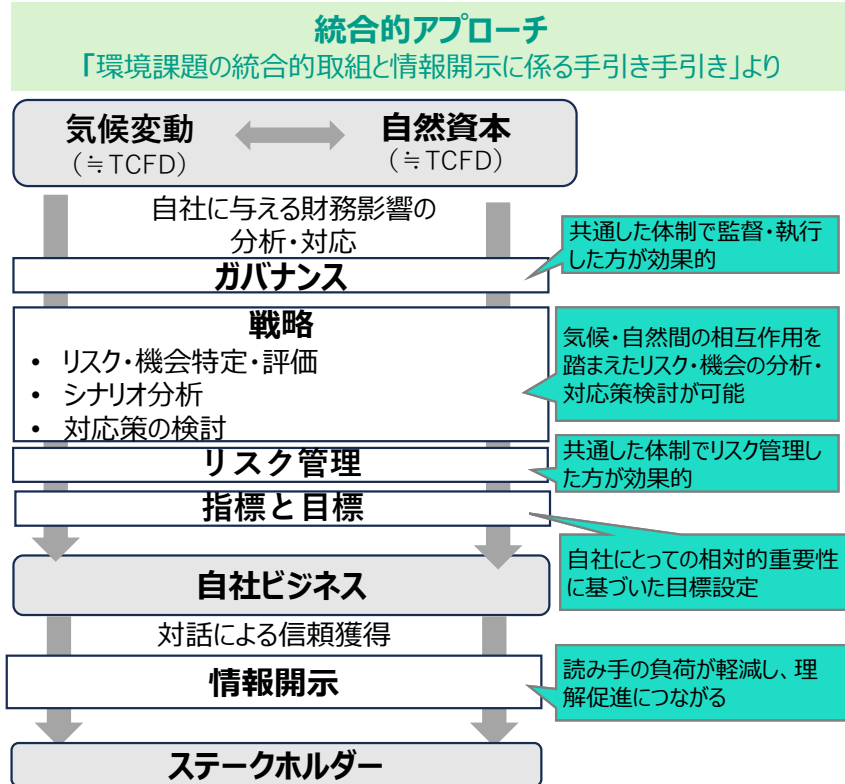
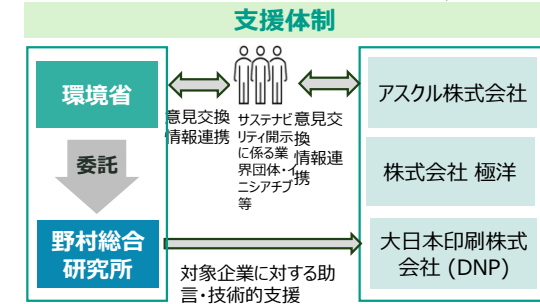
吸収量は、単なる森林ではなく適切な管理がなされている森林が算定対象

令和7年度企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示（炭素中立・循環経済・自然再興）に関する促進事業

2026年3月3日時点



- 令和6年度事業では、統合的開示の意義や考え方を整理し、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を公表した。
- 一方で、企業においては、複数の環境課題を横断したリスク・機会の整理や、戦略・指標への落とし込みに難しさがあるとの課題を踏まえ、「令和7年度脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援事業」では、当該手引きに沿って、4本柱のうち「戦略」「指標と目標」を重点的に、統合的な考え方を実際の分析・設定プロセスに落とし込む実践的な支援を行った。



統合的取組実装モデル支援事業の実施概要

※「戦略」「指標と目標」を重点的に支援

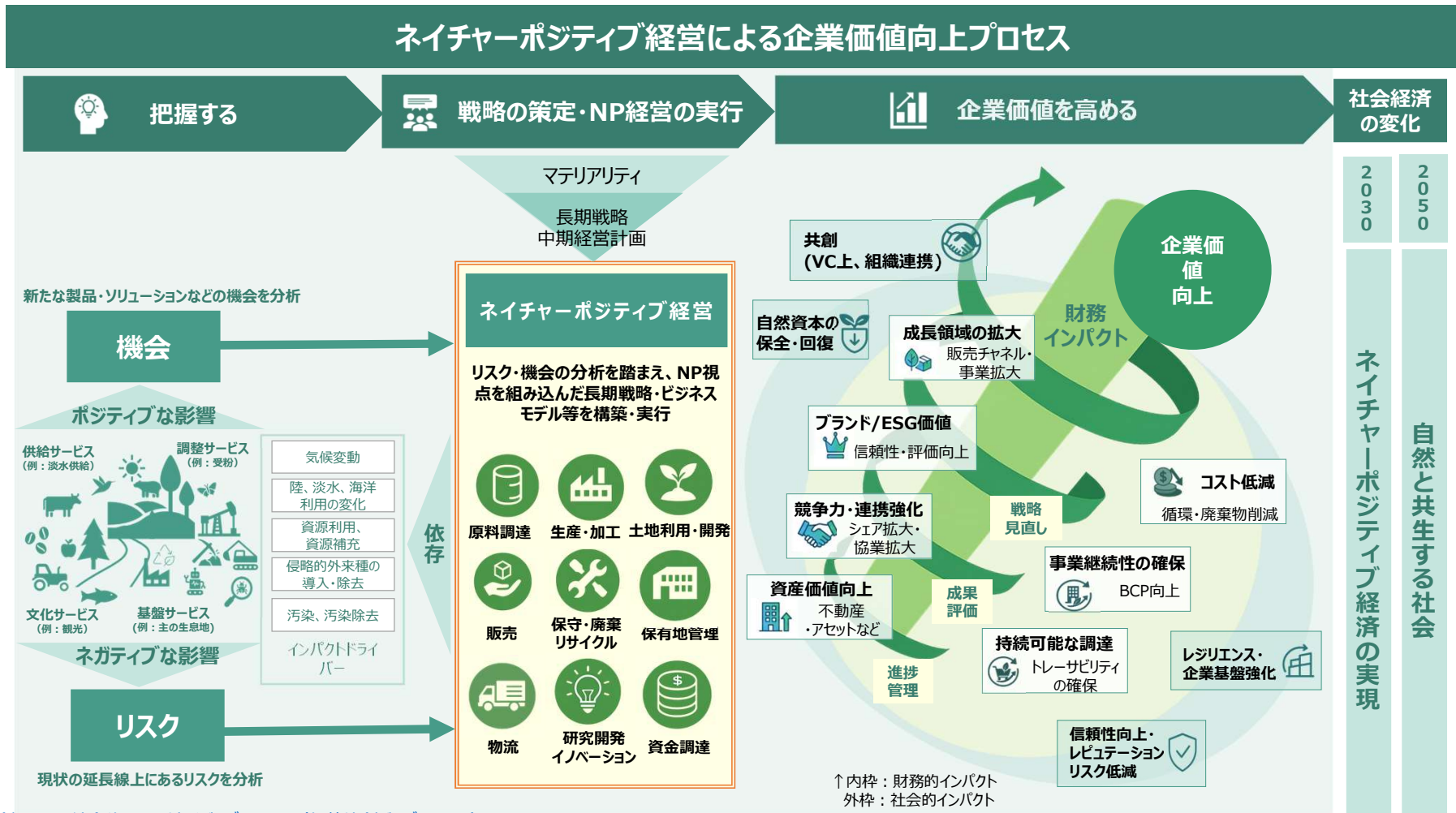
戦略

- ・**リスク・機会の特定・評価**
 財務的な影響を及ぼすリスク・機会の要因を特定し統合的視点で自社におけるリスク・機会を特定する
- ・**シナリオ分析**
 自社リスク・機会を統合的視点から分析することで、自社における重要なシナリオを特定する
- ・**対応策の検討**
 対応策が気候・自然・循環に与えるシナジーとトレードオフを検証し、対応策を策定する

指標と目標

- ・**気候・自然・循環間で整合性の取れた指標・目標を設定する**
 統合的な影響（指標間の依存関係）を把握したうえで、自社の指標・目標を設定する

ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集(2026年3月末公表)



出典: 経済産業省 協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0 (価値協創ガイダンス2.0)、TNFD Evidence-review-on-the-financial-effects-of-nature-related-risks、PRI 生物多様性ポリシーの策定 生物多様性民間参画ガイドライン等を参考に環境省作成

※本図は、株価、PBR向上のみならず、NP経営移行過程での消費者の購買意欲向上、売上向上なども含めて示したものです。ヒアリング等を通じて得られた様々な考え方を踏まえ、代表的な要素を整理しました。

事例6：王子ホールディングス株式会社

主な事業

- 生活産業資材、生活消費財、機能材、資源循環ビジネス、印刷情報メディア

開示媒体

- 王子グループ統合報告書2025
- 王子グループ TNFDレポート2025
- 王子の森の経済価値化の取り組みについて
- 中期経営計画2027

マテリアリティ

- サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）として9つを示し、環境関連は下図の5つ。
- 生物多様性関連では、「持続可能な森林経営と生物多様性の保全」「気候変動の緩和・適応」「資源の循環的利用」を掲げている。

| サステナビリティ重要課題 | 定義 |
|--------------------|---|
| 気候変動の緩和・適応 | サプライチェーンでのGHG排出削減、森林によるCO ₂ 吸収・固定の推進を図り、気候変動の緩和に貢献する。 |
| 持続可能な森林経営と生物多様性の保全 | 保有・管理する森林において、環境および地域社会に配慮した持続可能な森林経営を実践し森林資源を活用するとともに、生物多様性保全をはじめとした森林の多面的機能を発揮する。 |
| 資源の循環的利用 | 資源枯渇を防ぐため、紙および水を貴重な再利用可能な資源と捉え、循環的な利用を図る。 |
| 責任ある原材料調達 | あらゆる原材料を調達するためのサプライチェーンにおいて、環境および人権を含む社会に関する課題を看過せず、責任をもって対処する。 |
| 環境負荷の低減 | 製造過程において、周辺地域への環境負荷を最小限にするために、廃棄物の削減、排水、排気の浄化を推進する。 |

| 社会課題・メгатレンド |
|--------------------|
| 気候変動問題 自然災害の激甚化 |
| 生物多様性の喪失 |
| 環境汚染 (大気・水・土) |
| 人口・食料問題 |
| 国際社会・経済の分断 |



価値創造に向けたプロセス・ポイント

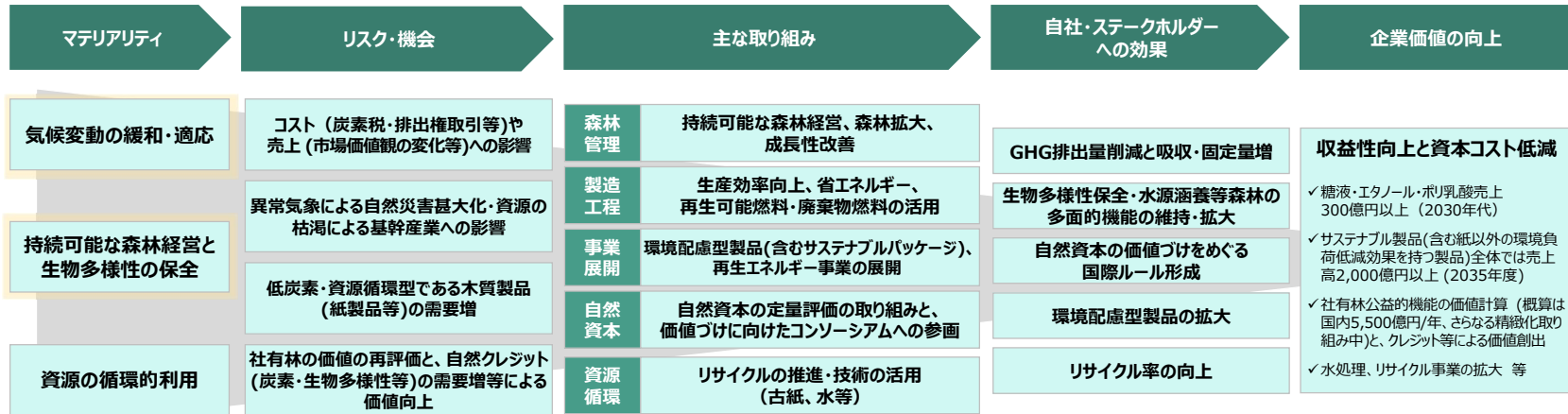
- 資源の安定的・長期的確保**：王子グループの植林事業は1893年ごろに始まり、現在では国内外に約63.6万ヘクタール（東京都の面積の約3倍）の社有林を経営。再生可能な資源を安定的・長期的に確保することで、事業リスクの低減を図ると同時に、森林の公益的機能を発揮し、生態系サービスを社会に提供している。
- 資源循環型ビジネスモデル**：再生可能な資源を循環的に利用し、製品を生産・提供するシステムを確立。事業活動を通じてサーキュラーエコミー、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラルといった社会課題に取り組んでいる。
- 事業ポートフォリオの転換**：紙・板紙の需要構造の変化に対応すべく、既存インフラを活用して「木質バイオマスビジネス」および「サステナブルパッケージ」を中核とするポートフォリオへの転換を推進。投資効率の向上および収益性の改善を目指している。

出所：王子グループ統合報告書2025、王子グループ TNFDレポート2025等を基に環境省作成

事例6：王子ホールディングス株式会社

製紙の枠を超えていく～森林資源を核とした事業ポートフォリオ転換と、自然資本価値化の取り組み～

- ・ ネイチャーに直接関連するマテリアリティとして、「気候変動の緩和・適応」、「持続可能な森林経営と生物多様性の保全」、「資源の循環的利用」を抽出、それらに起因するリスク・機会へ対応する取り組みにより、企業価値向上を狙っている。
- ・ 化石資源由来の使い捨てプラスチック包装に代わる、持続可能な包装資材需要の急速な高まりを受け、環境配慮型の紙パッケージの開発と加工技術を推進。バリア性能や耐久性、加工性などの機能を付加した新しい紙・パルプ製包装を市場に提供。2024年度実績で約3,000トンを販売、2030年度までに5,000トンまで拡販する目標を掲げ、廃棄物の削減、環境負荷の低減にも寄与している。
- ・ 従来の化石資源を原料とした、さまざまな製造プロセスの代替として期待されている「バイオものづくり」に取り組んでいる。食料と競合しない再生可能な森林資源と製紙工場のインフラを活用して、木質由来の糖液・エタノール・ポリ乳酸の社会実装を推進。現在のところ2030年代に300億円以上の売上を目標とし、今後「木質バイオマスビジネス」の中核化を目指している。
- ・ さらに社有林の公益的機能の価値化に向けた第一歩として、国内社有林の経済価値約5,500億円/年と概算。現在、より精緻な定量評価、価値づけをめぐる国際ルール形成、クレジット等による価値創出を目指して取り組んでいる。



凡例 主要素 間接的・副次的な要素



- ・ 当社は100年以上、持続的な森林管理に取り組み、その森林に根付いた事業運営を実施しています。木質バイオマスビジネスの中核化、サステナブルパッケージ事業の拡大等の施策は、社会課題の解決に向けた取り組みであり、これによる企業価値の向上とサステナビリティへの貢献を目指します。
- ・ 今後は、生物多様性保全、水源涵養等森林の公益的機能を活かした新たなビジネスも展開していきます。

出所：王子グループ統合報告書2025、王子グループ TNFDレポート2025等を基に環境省作成

ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の実証

気候変動と生物多様性の損失への一体的な対応が重要視される国際情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの社会的受容を向上させるために必要な技術の確立や、脱炭素社会の構築への新しいアプローチとしての技術シーズの促進を目指し、**自然環境と調和した再生可能エネルギー導入の加速化のための技術実証をエネルギー対策特別会計を活用し実施。**

自然資本活用による太陽光発電施設の総合的評価分析事業

採択事業者：東急不動産株式会社

実施期間：令和6～8年度

実施内容：再生可能エネルギー発電施設（太陽光）における、植生管理等を適切に行った際の生物多様性への正負の効果や発電効率・経済効果などを検証し、正の効果を最大化するための検証を実施。

- ① 災害抑制効果
- ② 炭素貯留効果
- ③ 生物多様性保全効果
- ④ 地表面温度抑制効果
- ⑤ 発電効率向上効果
- ⑥ 事業収益向上効果



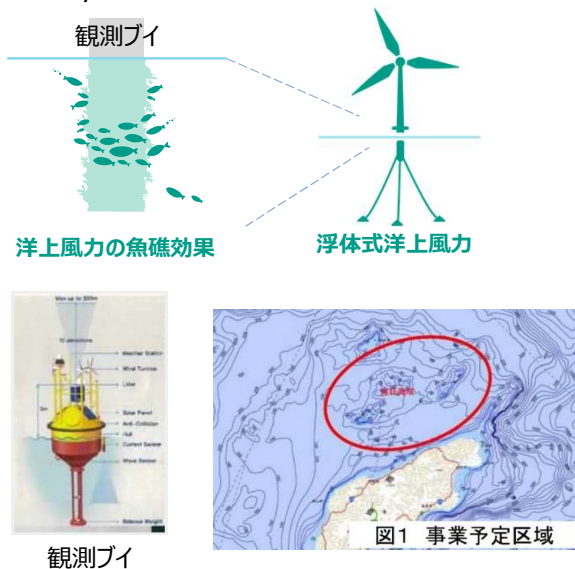
植物が持つ多様な効果の活用

洋上風力発電施設における海洋自然生態系への影響評価実証と地域における理解醸成促進事業

採択事業者：輪島建設共同組合

実施期間：令和6～8年度

実施内容：浮体式洋上風力の導入促進を図るべく、漁業関係者等の理解醸成に資する魚類等への生態系影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法を確立。



① バイオミクリー（生物模倣）活用による再生可能エネルギー施設のO&Mにおける超音波検査簡便化技術の実証事業

② 昆虫の色識別能力の研究に基づく風力発電の発電効率維持に資する技術の実証事業

採択事業者：①株式会社東芝（令和6～7年度）
②Nanosuit株式会社（令和6～8年度）

実施内容：
① 昆虫の肢構造を模倣することで、環境負荷が高いとされる液体接触媒質を使用しない超音波検査を簡便化する技術を開発。
② 風力発電の発電効率低下の一因であるブレードへの昆虫の衝突・付着への対策として、昆虫特有の色識別能力の研究にもとづく衝突回避に効果を有する塗料を開発。



左図：液体接触媒質を使用した従来の超音波検査（上記①）
右図：風力発電における昆虫の衝突・付着の状況（上記②）

ネイチャーポジティブ世界サミットin熊本



自然回復を、世界の主流に。

世界50カ国以上から、政府・企業・金融・NGO・自治体・研究者
などネイチャーポジティブのキーマンが集結する国際会議

「自然を守る」ではなく、回復させながら経済と社会を前進させる企業の表明



GLOBAL
NATURE
POSITIVE
SUMMIT
2026
KUMAMOTO JAPAN

【サミット概要】

世界50カ国以上から、政府・企業・金融・NGO・自治体・研究者など
ネイチャーポジティブのキーマンが集結する国際会議。

*開催日:2026年7月14日(火)・15日(水) ※16日はエクスカージョン

*開催地:日本・熊本市(熊本城ホール)

*主催:ネイチャー・ポジティブ・イニシアティブ (NPI)、
IUCN日本委員会、ICLEI日本

*共催:環境省、農林水産省、国土交通省、サミット発起人組織委員会

*想定参加者:ネイチャーポジティブ社会の実現に関心のある
国内外企業・金融機関、NGO、自治体、教育研究機関
500名~1,000名(総数 2,000名想定)

※2024年にオーストラリア・シドニーで開催された第1回に続き、
第2回はアジアで初、日本開催となる。



ご清聴ありがとうございました

